

## 日弁連人権擁護委員会への人権救済申し立て却下通知にあたって：コメント

2019年3月2日 弁護士 戸塚悦朗

却下通知（2019年1月24日付）のHP掲載にあたって、この申し立ての提案者としての責任上、コメントを述べさせていただきます。

昨年11月1日には、勢い込んで申し立てに立ち合いました。ですから、率直に申し上げますと、この申し立てを提案したものとして、一時落胆していました。一度渡部先生にお会いして、善後策などご相談したいと考え、2月12日、神戸大学の研究室をお訪ねしました。渡部先生のお話をうかがって、却下の通知をポジティブに受け止めておられることを知り、安心しました。運動と研究の今後についても、お考えが更に発展し、まとまってきておられるようですので、その点でも感服しました。

会員の皆様はいかがでしょう？もしかすると、今度の日弁連の出した結論は、今後の運動と研究に、ポジティブな貢献をするのかもしれないと考えつつ、帰宅した次第です。

### （日弁連の通知を読んで）

日弁連の通知を読みますと、ネガティブな点は見当たりません。

冒頭で「中等教育及び高等教育の無償化をすべきことについては、当連合会の直近の人権擁護大会「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」（2018年10月5日付け）等において既に意見を表明しているところであり、本件については、人権救済申立事件としては取り扱うことができないとの結論に至りました」と言っていて、すでに無償化の方向について結論を出している問題であることを確認していることに注目すべきだと思います。

私たちは、その結論を支持し、もう一步進めて、社会権規約13条2項(b)(c)の義務を実現するための立法措置が必要であることに賛同してほしいと要請したのです。しかし、そこまで踏み込んだ立法運動への参加を日弁連人権擁護委員会の活動に求めるのは、過去の先例などから考えて、無理だと判断されたのだらうと思います。「他力本願」が過ぎたかもしれないと反省しています。それは、私たち申立人（中等教育及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会）の側の主体的な立法運動の役割と考えるべきなのでしょう。

国立大学の授業料値上げの動き、教育ローン破産の問題について、もっと被害者の顔が見えるような調査に基づいた申し立てもあり得ると思います。しかし、もしそのような具体的な被害者が特定できて、アクションを取るということであれば、むしろ、民事訴訟の方が直截な救済が得られる可能性があるのではないかと思います。

日弁連の通知は、上記の意見表明後も、シンポジウムを開催するなど教育の無償化についての多様な取り組みをしていることを述べたうえで、私たちの申し立ての見解を今後の活動の参考にしてくださいと述べています。この点に注目しますと、今後、国連社会権規約委員会への通報など様々な場面で、日弁連との協力関係を築いてゆくことは十分可能です。

はないかと思われます。

### (今後の活動を展望して)

日弁連への申し立てを契機にして、「中等教育及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会」が結成され、運動の目標としての立法の提案がまとまったことは、幸いでした。日弁連の通知が早く出たのは、かえって良かったのかもしれませんが。自ら立法運動を始める時期が来たことがはっきりしたからです。

今後は、できる限り早期に、立法運動を始める必要があると思います。

すでに、新聞報道などでご承知のとおり、政府提案の第 198 回国会における文部科学省提出法律案（平成 31 年 1 月 28 日～）として「**大学等における修学の支援に関する法律案**」（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/1413436.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1413436.htm)）について各政党は、「大学などの無償化は、これでよいのか？」と検討を始めていると思います。

予算案審議が参議院に移った今、国会審議が必要な段階です。参議院文教科学委員会調査室から『文教科学委員会所管事項の解説』（平成 31 年 2 月）がでていて、参考になります。

「立法を求める会」としては、どのような意見を各政党に提供するか、会としても、会員個人々人としても、早急に検討して対応する時期が来ているのではないのでしょうか。

**この法律案についての私の当面の個人的意見は、以下のとおりです。**

- ① この法案による措置は、低所得層の家庭の子女への学資負担軽減の対策としては、評価できるものの、中間層の家庭の子女については、対策にならないこと。
- ② 当面緊急に対応が必要な問題への対応がないこと。例えば、社会権規約違反である国立大学の学費値上げ容認政策とセットになっていること。そればかりか、多数の教育ローン破産を生み出している学費支援機構制度は、巨大教育金融産業化しており、その抜本的改革の対策が皆無で、長期的な漸進的無償化の政策とはなり得ていないこと。
- ③ 消費税増税の一部を財源にしているので、後続の措置が保障されていない。漸進的無償化実現のロードマップがなく、次段階の漸進的無償化措置が見通せないこと。
- ④ 財政的には、文部科学省だけが責任を持たされていて、強力な政治的リーダーシップを発揮できていないこと。財務省を含む政府全体が責任を負う制度を保障するために、社会権規約 13 条 2 項(b)(c)の漸進的無償化義務を実現する行政組織設置の立法措置規定がないこと。これは致命的な欠陥である。
- ⑤ 社会権規約 13 条 2 項(b)(c)などの国の法的責務を法律の制定により明確にすべきであるが、そのような国内法規定がないこと。
- ⑥ これらの欠陥を克服するためには、「立法を求める会」が提案する法案を早急に議員立法として提案する準備に取り掛かる必要があること。

以上